



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,390	21,915	250	281
松井田地域	6,045	6,313	46	69
合計	27,435	28,228	296	350

合計 56,309人 世帯数 24,768 (令和3年7月末日現在)

皆さんの声を

お待ちしています

市役所^①、^②、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日々感じていらっしゃることやご意見などをぜひお聞かせください。



100歳おめでとうになります

坂田しづさんが、100歳を迎えられました。これからも元気に過ごしてください。



坂田 しづさん (原市)

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険証を 更新します

○新しい保険証を9月下旬に、世帯主あてに郵送します

- ・世帯員全員分を同封して送ります
- ・保険証が届いたら、すぐに内容を確認してください
- ・記載内容に誤りがある場合は、下記問合せ先まで連絡してください

○簡易書留郵便での送付を希望する人は、次の期間中に届出をお願いします
受付期間▼

9月1日(水)～7日(火)
 午前8時30分～午後5時15分
 (土日を除く)

受付場所

- ① 国保年金課 国保係
- ② 住民福祉課 税務保険係

持参するもの

○国民健康保険証の有効期限

国民健康保険の保険証は、これまで9月30日が有効期限でしたが、令和4年に予定されている保険証と高齢受給者証の一体化※に伴い、**7月31日**に変わります。そのため、有効期限は生年月日によって次の表のとおりとなります(国民健康保険税に滞納がある世帯を除く)。

生年月日	有効期限
昭和21年10月2日 ～昭和22年7月31日 生まれの人	75歳の誕生日の前日 (誕生日から後期高齢者医療制度)
昭和22年8月1日 以降生まれの人	令和4年7月31日

※保険証と高齢受給者証の一体化は、これまで70～74歳の人が医療機関を受診する際は「保険証」と「高齢受給者証」の2枚を提示する必要があります。令和4年8月から自己負担割合

(2割・3割)が記載された「保険証兼高齢受給者証」が交付されるため、1枚で受診ができるようになります
○期限が切れた保険証について
 期限が切れた保険証は、市に返却するか、ご自身で破棄してください。

国民健康保険税を

きちんと納めましょう

・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です

・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります

・災害その他特別の事情がなく国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」を交付します

・「資格証明書」を交付された人が診療を受ける場合は、医療機関に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付(7割～8割)を受けることになります

・国民健康保険税は納期までに納めてください

問合せ

- ① 国保年金課 国保係
- ② 内線1113
- ③ 住民福祉課 税務保険係
- ④ 内線2160